

京都大学	博士（総合学術）	氏名	夫津木 廣大
論文題目	人道支援における人権保護 —責任アプローチの概念と実施可能性—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、支援機関が人道支援と人権保護を両立する方策を「責任アプローチ」という新たな概念として整理し、その実施可能性を実証的に考察することによって、人道支援の実務と学術的議論に貢献しようとするものである。</p> <p>現地の支配勢力が住民に対して人権基準に則さない抑圧的な支配を行っている場合、その地域で活動する人道支援機関が採るべき対応として、従来は、人道支援機関が喫緊の生命救助を目的に人道支援を継続するか、人権を保護するために活動停止を覚悟で支配勢力の批判に徹するか、という二者択一の議論が展開されてきた。近年になって、その二者択一性を過度に強調しない議論として、住民の人権を保護する支配勢力の責任を重視する議論が注目されている。この支配勢力の責任を重視する立場は、人道支援の継続を通じて支配勢力との連携を維持し、その責任履行を奨励するという協調的な目的を掲げる。この協調的な姿勢を、本論文は「責任アプローチ」と総称する。</p> <p>責任アプローチと本論文が呼ぶアプローチは、人権基準に則した権利保護への関心を維持しつつも、住民への人道支援を継続しようとする現実的なアプローチである。しかし従来は、こうしたアプローチは少数の文献で理想論として概念的に提唱されてきたにとどまる。このため、その概念の整理や実施可能性の検証は十分に蓄積されているとは言えない。こうした概念を国際関係論や人道研究の系譜の中で整理すると共に、その実施可能性を実証的に考察することは、学術的な貢献となるだけでなく、人々の生命、身体、尊厳、自由の保護を図る人道支援実務の観点からも重要である。</p> <p>そこで本論文は、(1) 責任アプローチは、国際関係論と人道研究の系譜の中でどのように位置づけることが可能か、(2) 責任アプローチが成功するための条件は何か、(3) 一般的な人道支援の中に、責任アプローチの作用を見出すことはできるか、という三つの問いに取り組むことを通じて、責任アプローチの理論的整理と実施可能性の検証を行った。</p> <p>第1章は、こうした本論文の問題意識と分析範囲を述べるとともに、論文内で用いる用語について定義を行った。第2章から第4章の各章は上述した問いをそれぞれ扱い、終章では本論文全体を通じた結論と示唆ならびに今後の展望について述べた。</p> <p>第2章では、文献レビューを通じて、責任アプローチの理論的根拠と限界について、国際関係論と人道研究が重視してきた内政不介入規範と両立する形で概念整理を行った。その特徴として第一に、責任アプローチは、支配勢力が住民の虐殺には至っていない状況で実施されるべきであることを確認した。第二に、責任アプローチにおいて、一般的な人権思想とは異なり、生命の権利とその他の人権を、保護の程度において区別することを正当化した。第三に、責任アプローチの人権保護とは、生命の権利については制度的な保障、その他の人権についてはその恣意的な制約の削減が、追求されるべきであることを確認した。第四に、責任アプローチの具体的な方法は、支配勢力の正統性を否定せずに、その人権保護責</p>			

任の履行を奨励することであると整理し、その活動様態を支配勢力と住民との関係の仲介と定義した。

第3章では、責任アプローチの成功条件について、国際赤十字委員会（ICRC）を責任アプローチの具体例として取り上げ、統計分析による検討を行った。分析の結果、第一に、協調的な働きかけを受け入れやすい政府の特徴として、行政能力の高さ、外部資源への依存、人道支援機関に目撃されたくない事象の少なさ、人道支援機関の活動への理解や信頼が示唆された。第二に、協調的な働きかけを受け入れさせるために、人道支援機関が取り得る戦略として、支援物資の増加と外交的な機会の設定の有効性が示された。その一方で、キャパシティ・ビルディングは、その戦略としては機能しにくい点が示唆された。この結果は、協調的な働きかけが政府の態度を変更させ、被拘禁者に対する支配勢力の責任履行の奨励に繋がったという点で、責任アプローチの有効性を検証する統計的な根拠を示している。

第4章では、シリア北西部で活動する人道支援機関への聞き取りを通じて、一般的な人道支援の中に、責任アプローチの作用を見出しうるか考察した。その結果、支援活動の過程で人道支援機関が意識していないものの、責任アプローチとしての作用を一定程度発揮していると思われる事例がある実態が明らかになった。シリア北西部は、虐殺は発生していないものの、顕著な人権侵害（移動の自由の制限、女性の社会進出の制限、民主的制度の欠如、公平な司法制度の欠如など）は生じている。こうした人権抑圧の改善に対して、人道支援機関の活動は、活動一時停止、ニーズ調査、雇用、代表機関の創設、コミュニティプレッシャーといった経路を通じて、一定程度効果を発揮している。また仮説的に、責任履行の奨励が可能となった要因として、住民の支配勢力に対する立場の強さと、人道支援機関の間の連携を指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、人道支援と人権保護を両立する支援機関の姿勢を「責任アプローチ」という概念として整理し、その実施可能性を検証したものである。下述のとおり本論文の意義は、従来十分検討されてこなかった人道支援と人権保護の両立について概念整理を行うとともに、統計分析や聞き取り調査によって定量、定性の両面から実証的にその実施可能性を検証した点にある。

本論文の第一の意義は、従来限られた文献で散発的に指摘されるにとどまっていた人道支援と人権保護の両立について、その理論的根拠と限界を国際関係論や人道研究の理論的な系譜に照らしながら「責任アプローチ」という新たな概念として整理した点である。新人道主義や保護する責任論といった従来の議論は支配勢力の打倒に傾いていたところ、本論文では責任アプローチの適用範囲や人権保護の目的を限定することで、たとえ人権に関する介入であっても内政不介入規範と両立しうる可能性を示したところに意義を認める。従来の人道支援実務の文脈で人権を取り扱おうとすれば、人道支援か人権重視かという二者択一の議論に終始することが多かった。たしかに実務上その二者択一から逃れられない事態があることは否定しないが、議論がその点ばかりに固執することは柔軟な選択肢の検討を阻害してしまう懸念がある。この点、本論文は、人道支援と人権保護の両立を責任アプローチという新たな概念として理論的・実証的に整理することで、人道主義における人権保護に関する議論を二者択一以外の方向へ今後発展させる基礎を築いたと言えよう。

第二の意義は、概念的な理想論にとどまっていた人道支援と人権保護の両立について、その実施可能性を実証的に分析した点である。人権抑圧の改善を同様に働きかけても、それに応じる支配勢力もいれば応じない勢力もいる。また、ある支配勢力には人道支援機関による外交機会の設定やキャパシティ・ビルディングなどの介入が働きかけとして機能する場合もある。こうした違いは個別具体的な状況に当然ながら依存するものの、いかなる条件下でいかなる働きかけが成功する可能性が高いかは、統計的に一般的な傾向として知ることができるはずである。しかし従来、そうした働きかけの成功条件の分析は実施されてこなかった。この点、本論文が取り上げたICRCの被拘禁者訪問の成功要因は、人道支援機関による人権保護のための働きかけの成否を考えるうえで重要な示唆を与えるものである。特に本研究の結果は、被拘禁者のように支配勢力にとって予め保護する責任を想定していないような人に対しても、物資提供や信頼の醸成によって一定程度その人権を保護するよう働きかけることが可能である点を示した点に意義がある。責任アプローチと呼びうる事例のうち定量分析に必要なデータが入手可能な事例は、今のところICRCの被拘禁者訪問など例外的な事例に限られるものの、今後人道支援に関するデータの蓄積が進めば、責任アプローチの成功条件をより一般的に分析することが可能になるだろう。本研究はその一里塚であると言える。

第三に、人権保護を直接の目的とはしない支援活動のなかにも、人権保護の作用を一定程度発揮していると見られる事例がある実態を明らかにした点にも本論文の意義を認めうる。現状、人道支援実務の現場では、人権保護を活動の目的としないことがむしろ一般的である。しかし、人道支援機関が明示的に意識していなくとも、その活動一時停止、ニーズ調査、雇用、代表機関の創設、コミュニティプレッシャーといった行動が、結果として支配勢力の人権抑圧の改善に結びつく場合があるという実態を本論文は明らかにした。それは、支配勢力への人権保護のための働きかけを直接の目的とはしない人道支援機関や活動であっても、責任アプローチの考え方を適用して人道支援と人権保護を両立しうる可能性を示したものであり、この概念が単なる理想論に留まらず実務への応用可能性が高いことを示したと言えよ

う。

もつとも、本論文には更なる検討が必要な点も存在する。まず、責任アプローチという新たな概念をより明確に提示するには、第二章を中心に国際関係論や人道研究の先行研究をさらに広範にレビューし、その理論的系譜をより丁寧に整理する必要がある。また、第三章では、ICRCの被拘禁者訪問を責任アプローチの一事例と無批判に見なしているが、同活動は極めて特殊な事例であり、その分析から得られた示唆が責任アプローチ一般に当てはまるとは安易に見なしがたい。同様に、第四章の聞き取り調査の結果についても、責任アプローチの実態を明らかにしたと言うにはサンプルが限られ過ぎており、不十分な調査結果である。

しかしこれらの改善点を指摘しうることは、研究の蓄積が未だ十分ではない課題に意欲的に取り組んだことの証左であり、今後の研究課題を提示したとも評価しうるもので、本論文の理論的および実証的な意義を損なうものではない。

よって、本論文は博士（総合学術）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年1月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降